

入 札 公 告

下記のとおり一般競争入札を実施しますので、須坂市財務規則（平成 2 年須坂市規則第 6 号）第 106 条の規定により公告します。

なお、本件は「須坂市事後審査型条件付一般競争入札実施要領（平成 29 年 4 月 1 日施行）」を適用し実施します。

2026 年 8 月 21 日

須坂市長 三木 正夫

記

1 入札に付する事項

件 名	市庁舎電話交換業務委託
【発注担当課】	【総務課】
納 入 場 所	須坂市役所本庁舎 2 階 電話交換室
概 要	別紙仕様書のとおり
契 約 期 間	2026 年 10 月 1 日 から 2029 年 3 月 31 日 まで

2 入札に参加する者に必要な資格（入札参加資格要件）

対応する入札参加資格	須坂市物品購入等入札参加資格者名簿「役務の提供（委託業務等）の受付・電話交換」に登録のあること。
営 業 許 可 等	設定なし。
営 業 所 の 所 在 地	県内に本店・支店・営業所等を有すること。
実 績	設定なし。
配 置 技 術 者	設定なし。
地 域 貢 献 等	設定なし。
そ の 他	(1) 須坂市事後審査型条件付一般競争入札実施要領第 4 第 1 項に規定する要件を満たすこと。 (2) 同実施要領第 5 の規定に該当しないこと。 (3) 須坂市暴力団排除条例（平成 23 年須坂市条例第 13 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団員又は同上第 6 条第 1 項に規定する暴力団関係者でないこと。

3 入札及び開札の場所・日時

入 札 の 場 所	須坂市役所 3 階 302 会議室
入 札 の 日 時	2026 年 9 月 11 日（金）午前 10 時 00 分
開札場所及び日時	入札の場所・日時に同じ

4 入札参加申請

提出書類及び部数	事後審査型条件付一般競争入札参加申請書（様式第1号）：2部
申請書受付期間	公告の日から2026年8月31日（月）（最終日の受付は午後4時まで）
申請書提出先	須坂市役所 総務部 総務課 庶務係（本庁舎2階）
申請書提出方法	持参又は郵送による ※郵送の場合は、返信用封筒を同封すること。

5 仕様書等の頒布

設計図書等の取得方法	須坂市ホームページ「入札契約情報」からダウンロードすること。
設計図書等へのパスワード設定	設定なし。

6 仕様書等に対する質問・回答

質疑書受付期間	公告の日から2026年9月4日（金）（最終日の受付は正午まで）
質疑書提出先	須坂市役所 総務部 総務課 庶務係 金田（FAX：026-246-0750）
質疑書提出方法	「FAX 質疑用紙（須坂市指定様式）」を使用し、上記提出先へ FAX にて送信すること。
回答時期及び質疑回答書の閲覧	(1) 2026年9月10日（木）の午後3時までに回答する。 (2) 質疑回答書は、須坂市ホームページ（本入札案件の仕様書等掲載ページ）で閲覧すること。

7 入札事項等

入札保証金	須坂市財務規則第110条第1項第3号の規定によりその納付を免除する。 ただし、次に該当する場合は、見積もった総額（消費税及び地方消費税を含む金額）の100分の5に相当する金額を納付しなければならない。 (1) 落札候補者として決定された者が、入札参加資格確認書類を提出しなかったとき。 (2) 落札者として決定された者が、契約を締結しないとき。 (3) 低入札価格調査に係る調査書類等、発注者は求める入札条件を確認する書類を提出しなかったとき。 (4) やむを得ない事情と発注者が認める辞退による場合を除き、契約締結にいたらなかったとき。
入札金額	入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額（税抜：月額）を入札書に記載すること。
入札の無効	(1) 須坂市財務規則第112条に規定する入札書。 (2) 須坂市入札心得（平成10年4月1日施行）第9条に規定する入札書。 (3) 落札候補者が入札参加資格確認書類を提出しないときの落札候補者の入札書。 (4) 落札候補者が提出した入札参加資格確認書類の審査において、入札参加資格要件を満たさないと認めたときの落札候補者の入札書。
契約保証金	金銭的保証。ただし、須坂市財務規則第124条第3項の規定に該当する場合は、

	その納付を免除する。
そ の 他	(1) 入札の回数は2回とする。第1回目の開札において、予定価格の制限の範囲内の価格で入札した者がいないときは、再度入札を行う。なお、第2回の入札をもってしても落札者がいないときは、最終回の最低入札者と地方自治法施行令第167条の2第1項第8号に規定する随意契約へ移行する。随意契約の見積の回数は2回とする。 (2) 入札参加申請をした後に入札を辞退する場合は、入札書提出前までに辞退届を提出すること。辞退届を提出しないで定刻までにおいでにならないときは、棄権とみなす。 (3) 本契約は、地方自治法第234条の3及び須坂市長期継続契約を締結することができる契約を定める条例（平成17年須坂市条例第50号）に基づく長期継続契約である。 《契約条項の特約事項（例）》 「歳出予算が計上されない場合又は歳出予算が減額された場合の解除又は変更」 1 甲（須坂市）は、甲の算出予算において、この契約に係る予算が計上されない場合又は減額された場合は、この契約を解除又は変更することができる。 2 乙（契約の相手方）は、前項の規定によりこの契約が解除又は変更された場合において、乙に損害が生じたときは、甲にその賠償を請求することができる。この場合の賠償額は甲乙協議して定めるものとする。

8 入札参加資格要件の確認（入札参加資格確認書類の提出）

確 認 書 類			
		書類名	提出の要否
	①	事後審査型条件付一般競争入札参加資格確認書（様式第2号）	○
	②	登録証明書等の写し	×
	③	納税確認書（様式第3号）	○
	④	施工・履行・納入実績調書（様式第4号）	×
	⑤	配置技術者調書（様式第5号）※配置技術者施工実績調書は不要	×
	⑥	地域貢献等申出書（様式第6号）	×
	⑦	その他（ ）	×
確認書類提出期限	落札候補となった日又はその翌日（閉庁日を含まない。）		
確認書類提出先	須坂市役所 総務部 総務課 庶務係（本庁舎2階）		
確認書類提出方法	持参に限る。		

9 落札者の決定方法

決 定 方 法	(1) 落札候補者から提出のあった確認書類を審査し、入札参加資格要件を満たしている場合には、当該落札候補者を落札者とする。満たしていない場合には、予定価格以下で応札（最低制限価格又は失格基準価格未満での入札者は
---------	---

	のぞく。) した次順位者から確認書類を求め審査する。なお、入札参加資格要件を満たしている者1者が確認できるまで順次行う。 (2) 次順位の落札候補者となるべき者が2者以上となる場合は、別に指定する日時及び場所において、くじ引きにより落札候補者の順位を決定する。 (3) 低入札価格審査基準価格（最低制限価格を設定した場合を除く。）を下回った場合には、須坂市建設工事に係る低入札価格審査会設置要綱（平成11年7月7日施行）に基づき、低入札価格調査を実施した上で落札者を決定する。 (4) 落札者の決定は、確認書類の提出があった日から起算して2日（閉庁日は含まない。）以内に行う。 (5) 落札者を決定したときは、直ちに落札者に対し電話等の方法により、契約締結に必要な指示を与える。
入札参加資格がないと認められた者への対応	(1) 入札参加資格確認書類の審査において、入札参加資格要件を満たさないと認められた者に対しては、事後審査型条件付一般競争入札参加資格審査結果通知書（様式第7号）により通知する。 (2) 入札参加資格がないと認められた者は、審査結果通知書の通知日の翌日から起算して3日以内（閉庁日を含まない。）に、市長に対して書面（様式第8号）により、入札参加資格がないと認められた理由について説明を求めることができる。 (3) 説明を求めたものに対しては、書面を受理した日の翌日から起算して4日以内（閉庁日を含まない。）に書面により回答する。

10 問い合わせ先

〒382-8511 長野県須坂市大字須坂 1528 番地の 1
 須坂市役所 総務部 総務課 庶務係
 電話：026-248-9000（課専用） FAX：026-246-0750

11 その他

- (1) 須坂市入札心得及び須坂市事後審査型条件付一般競争入札実施要領を熟読の上、ご参加ください。
- (2) 「下請契約及び下請代金支払の適正化並びに施工管理の徹底等について」及び「下請代金の決定に当たって公共工事設計労務単価を参考として取り扱う場合の留意事項について」を遵守してください（どちらも須坂市ホームページで確認できます）。

設 計 図 書 等 内 訳

図書名	パスワード設定	サイズ	枚 数	備 考
仕様書	×	A 4	1	